

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第88期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019（651）6161（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 千葉 幸長
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03（3270）2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 （宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号） 株式会社 東北銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結会計期間 (自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	平成18年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,694	8,493	9,246	17,664	18,174
連結経常利益	百万円	1,091	846	1,153	2,112	1,719
連結中間純利益	百万円	481	456	642	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	936	834
連結純資産額	百万円	21,447	23,908	25,570	20,486	25,812
連結総資産額	百万円	626,341	655,961	653,483	625,721	633,355
1株当たり純資産額	円	265.24	257.32	247.13	251.34	249.57
1株当たり中間純利益	円	6.30	5.52	6.77	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	11.92	9.76
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	—	5.03	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	11.90	—
自己資本比率	%	—	3.32	3.58	—	3.73
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.00	9.42	9.56	8.78	9.85
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	3,503	8,118	11,006	597	11,505
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△7,916	△10,277	△11,906	△6,961	△12,940
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	1,301	△212	△244	4,094	△430
現金及び現金同等物の中 間期末残高	百万円	17,417	15,885	15,244	—	—
現金及び現金同等物の期 末残高	百万円	—	—	—	18,262	16,391
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	631 [250]	631 [259]	648 [261]	613 [254]	615 [263]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「連結総資産額」は、平成18年度から有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。
3. 平成17年度中間連結会計期間、平成19年度中間連結会計期間及び平成18年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

7. 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部合計で除して算出しております。
8. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	7,268	7,110	7,934	14,685	15,395
経常利益	百万円	926	747	1,148	1,721	1,496
中間純利益	百万円	470	454	645	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	914	829
資本金	百万円	6,728	7,231	8,233	6,828	8,233
発行済株式総数	千株	81,005	84,990	95,099	81,669	95,099
純資産額	百万円	21,325	21,689	23,313	20,353	23,546
総資産額	百万円	624,898	653,532	650,892	623,046	631,287
預金残高	百万円	584,709	611,967	610,223	580,555	590,211
貸出金残高	百万円	446,366	438,470	443,175	444,991	450,753
有価証券残高	百万円	107,118	113,834	126,517	103,526	116,252
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	—	3.32	3.58	—	3.73
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.33	8.71	8.82	8.12	9.20
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	551 [243]	550 [253]	569 [254]	531 [247]	540 [257]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「総資産額」は、第87期(平成19年3月)から有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。
3. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部合計で除して算出しております。
5. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	596 [258]	9 [-]	43 [3]	648 [261]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員257人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	569 [254]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員250人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員6人を含んでおります。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、東北銀行従業員組合と東北銀行労働組合と称し、組合員数は東北銀行従業員組合392人、東北銀行労働組合4人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

以下の[業績等の概要]は、「第1[企業の概況]1[主要な経営指標等の推移]」及び「第5[経理の状況]1[中間連結財務諸表等]（1）[中間連結財務諸表]」とあわせてご覧ください。なお、以下に記載した中期経営計画“新・前・創”の具体的な経営数値目標は、あくまでも経営管理上目指す目標であり、その実現を保証あるいは約束するものではありません。

(経営方針)

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

(中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標)

当行は、平成18年4月から平成20年3月の2年間を計画期間とする中期経営計画“新・前・創”に取り組んでおります。

- ・新しいことにチャレンジする
- ・グループ一丸となって前進する
- ・しっかりとした基盤を創造する

ことを基本理念とし、「地域のために、お客様のために、株主のために」をテーマに掲げ、「地域の中小企業等育成・再生に注力する銀行」、「地域社会にやさしい銀行」を目指すべき姿とし、地域に密着した営業を展開しております。

中期経営計画“新・前・創”の具体的な経営数値目標として以下の3項目を掲げております。

- ① 地域への安定的な資金供給を行うために自己資本の充実を図り、連結自己資本比率を10%程度まで向上させます。
- ② 効率的及び積極的な経営により、当期純利益10億円以上を目指します。
- ③ 地域経済活性化のためには、地域の中小企業等の皆さまへ積極的に資金供給することが必要であり、平成20年3月末には預金平残6,000億円を目指します。

“新・前・創”の経営数値目標

・ 連結自己資本比率	10%程度（19年度）
・ 当期純利益	10億円以上（19年度）
・ 預金平残	6,000億円（19年度）

(金融経済環境及び業績)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、生産活動がIT関連財の在庫調整から弱い動きとなり、輸出も米国向けの落ち込みから伸び悩みましたが、内需の二本柱である設備投資と個人消費が底堅く、緩やかな拡大が続きました。9月の日銀短観における全産業の業況判断指数(DI)も大企業製造業でプラス23と前回6月調査に比べ横ばいであったものの、中小企業においては原材料価格の上昇により悪化するなど、大企業と中小企業との格差拡大が懸念される状況となっております。

金融情勢に目を移しますと、本年10月1日の郵政民営化に伴い、ゆうちょ銀行が誕生しました。そして、本年12月には生命保険や損害保険などあらゆる保険商品が銀行の窓口で販売できるようになる「銀行窓販」が全面解禁される予定であるなど、金融のボーダレス化がよりいっそう進展する中で、競争が一段と激化することが予想されます。

また、株式市場では、米国サブプライムローン問題の余波により、8月には日経平均株価が一時的に15,000円代前半まで落ち込みました。その後落ち着きを取り戻し、9月末には16,785円まで回復して取引を終えました。

岩手県内の経済をみますと、個人消費が引き続き弱い動きで推移し、雇用面も改善の動きが足踏みとなりましたが、製造業が回復の動きを続け、公共投資も前年を上回って推移するなど全体的には緩やかな回復基調となりました。しかし、所得環境の改善の遅れから家計への波及が弱く、押しなべて回復を実感するまでには至りませんでした。また、原油や原材料価格が上昇・高止まりする状況の下、改善の動きは徐々に弱まっております。

このような中、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」との経営理念のもと、営業活動を推進しました結果、地域経済を支える個人・中小企業の皆さまへの貸出比率が単体で79.96%となったのをはじめとして、当中間連結会計期間の経営成績は以下のとおりとなりました。

預金（譲渡性を除く）は、法人預金が減少したことによる影響を受け、前中間連結会計期間末比17億円減少し当中間連結会計期間末残高は6,073億円となりました。個人預金については同119億円の増加となっております。

貸出金は、法人向け貸出が増加したことにより前中間連結会計期間末比50億円増加し当中間連結会計期間末残高は4,397億円となりました。

有価証券は、コールローンで運用していた資金を有価証券等での運用に切り替えたことにより、当中間連結会計期間末における投資有価証券保有高は前中間連結会計期間末比126億円増加し1,265億円となりました。

収益状況は、貸出金利息収入や投資信託等の預り資産関連手数料収入の増加並びに有価証券売却益等により、経常収益は、前中間連結会計期間比7億53百万円増加し92億46百万円となりました。一方で、預金利息を中心とする資金調達費用が増加したものの経費の節減に努めた結果、経常利益は、前中間連結会計期間比3億7百万円増加し11億53百万円となりました。中間純利益は、前中間連結会計期間比1億86百万円増加し6億42百万円となりました。

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの業績は、銀行業務では、経常収益は前中間期比8億24百万円増加し80億22百万円、経常利益は前中間期比3億97百万円増加し11億46百万円となりました。リース業務では、経常収益は前中間期比91百万円減少し9億68百万円、経常利益は前中間期比27百万円減少し16百万円となりました。クレジットカード業務などその他金融関連業務では、経常収益は前中間期比9百万円増加し5億80百万円、経常利益は前中間期比64百万円減少し8百万円の経常損失となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、前中間連結会計期間末比0.14ポイント上昇し当中間連結会計期間末は9.56%となりました。なお、連結自己資本比率は、平成19年3月末から「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」（バーゼルⅡ基準）に基づき算出しております。

（キャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前中間連結会計期間末比6億41百万円減少し152億44百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、主要因となる預金・貸出金等の資金取引において、預金の減少により収入が減少したものの、預け金及びコールローン等の減少により支出も減少したことなどにより前中間連結会計期間比28億88百万円収入が増加し110億6百万円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、店舗の新設に伴い有形固定資産の取得による支出が前中間連結会計期間比増加しました。また、主要因となる有価証券の資金取引等において、取得による支出が減少し、売却による収入は増加したものの、償還による収入が大きく減少したことにより、前中間連結会計期間比16億29百万円支出が増加し119億6百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、主として配当金支払額の増加により前中間連結会計期間比32百万円支出が増加し2億44百万円の支出となりました。

なお、「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門63億37百万円、国際業務部門50百万円であり、合計で63億87百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息55億34百万円、有価証券利息配当金5億56百万円などです。国際業務部門は、有価証券利息配当金50百万円、コールローン利息21百万円などです。資金調達費用の主なものは、国内業務部門は預金利息8億21百万円、借用金利息31百万円などです。国際業務部門は外国為替支払利息33百万円、預金利息3百万円などです。

役員取引等収支は、為替業務、代理業務を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で8億52百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門における連結子会社の業務に係る収支が多くを占めており、合計で1億17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,401	48	5,449
	当中間連結会計期間	5,381	36	5,417
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,685	176	5,861
	当中間連結会計期間	6,243	91	6,334
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	284	128	412
	当中間連結会計期間	862	54	916
役員取引等収支	前中間連結会計期間	776	1	777
	当中間連結会計期間	850	1	851
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	1,264	4	1,268
	当中間連結会計期間	1,366	4	1,370
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	488	2	490
	当中間連結会計期間	516	2	518
その他業務収支	前中間連結会計期間	137	13	150
	当中間連結会計期間	105	11	116
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,186	13	1,199
	当中間連結会計期間	1,106	11	1,117
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,049	—	1,049
	当中間連結会計期間	1,000	—	1,000

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、貸出金、有価証券を中心に5,940億81百万円、資金運用利息は62億43百万円、資金運用利回りは2.09%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は、預金を中心に5,923億96百万円、資金調達利息は8億62百万円、資金調達利回りは0.29%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券、預け金を中心に97億23百万円、資金運用利息は91百万円、資金運用利回りは1.87%となりました。また、資金調達勘定平均残高は、預金などで96億97百万円、資金調達利息は54百万円、資金調達利回りは1.12%となりました。

以上により、国内業務部門がほぼ全体を占めております。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(12,681) 587,585	(7) 5,685	1.93
	当中間連結会計期間	(9,516) 594,081	(17) 6,243	2.09
うち貸出金	前中間連結会計期間	428,169	5,168	2.40
	当中間連結会計期間	433,572	5,534	2.54
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	124	0	0.53
	当中間連結会計期間	115	0	0.72
うち有価証券	前中間連結会計期間	107,274	461	0.85
	当中間連結会計期間	116,177	556	0.95
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	33,163	23	0.14
	当中間連結会計期間	23,077	56	0.49
うち預け金	前中間連結会計期間	5,102	22	0.87
	当中間連結会計期間	11,621	78	1.34
資金調達勘定	前中間連結会計期間	591,326	284	0.09
	当中間連結会計期間	592,396	862	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	585,011	244	0.08
	当中間連結会計期間	588,650	821	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	2,601	32	2.47
	当中間連結会計期間	2,544	31	2.44

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間566百万円、当中間連結会計期間430百万円）を控除して表示しております。

3. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,831	176	2.74
	当中間連結会計期間	9,723	91	1.87
うち貸出金	前中間連結会計期間	50	1	5.75
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	8,000	49	1.22
	当中間連結会計期間	8,142	50	1.24
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,061	57	5.53
	当中間連結会計期間	780	21	5.55
うち預け金	前中間連結会計期間	2,429	66	5.47
	当中間連結会計期間	584	16	5.62
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(12,681) 12,880	(7) 128	1.98
	当中間連結会計期間	(9,516) 9,697	(17) 54	1.12
うち預金	前中間連結会計期間	196	3	3.77
	当中間連結会計期間	179	3	4.19
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間 0 百万円、当中間連結会計期間 0 百万円）を控除して表示しております。
2. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末 T. T. 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	587,735	5,854	1.98
	当中間連結会計期間	594,288	6,317	2.12
うち貸出金	前中間連結会計期間	428,220	5,170	2.40
	当中間連結会計期間	433,572	5,534	2.54
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	124	0	0.53
	当中間連結会計期間	115	0	0.72
うち有価証券	前中間連結会計期間	115,274	510	0.88
	当中間連結会計期間	124,319	606	0.97
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	35,225	80	0.45
	当中間連結会計期間	23,857	78	0.65
うち預け金	前中間連結会計期間	7,532	88	2.35
	当中間連結会計期間	12,206	94	1.55
資金調達勘定	前中間連結会計期間	591,525	405	0.13
	当中間連結会計期間	592,576	899	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	585,208	248	0.08
	当中間連結会計期間	588,830	824	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商業・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	2,601	32	2.47
	当中間連結会計期間	2,544	31	2.44

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間567百万円、当中間連結会計期間430百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門13億66百万円、国際業務部門4百万円、合計で13億70百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門5億16百万円、国際業務部門2百万円、合計で5億18百万円となりました。国内業務部門が役務取引等収支のほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,264	4	1,268
	当中間連結会計期間	1,366	4	1,370
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	165	—	165
	当中間連結会計期間	163	—	163
うち為替業務	前中間連結会計期間	355	4	359
	当中間連結会計期間	354	4	358
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	149	—	149
	当中間連結会計期間	254	—	254
うち代理業務	前中間連結会計期間	256	—	256
	当中間連結会計期間	215	—	215
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	18	—	18
	当中間連結会計期間	17	—	17
うち保証業務	前中間連結会計期間	88	—	88
	当中間連結会計期間	84	—	84
役務取引等費用	前中間連結会計期間	488	2	491
	当中間連結会計期間	516	2	518
うち為替業務	前中間連結会計期間	60	2	63
	当中間連結会計期間	61	2	64

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	608,881	197	609,079
	当中間連結会計期間	607,165	178	607,344
うち流動性預金	前中間連結会計期間	242,016	—	242,016
	当中間連結会計期間	244,593	—	244,593
うち定期性預金	前中間連結会計期間	364,731	—	364,731
	当中間連結会計期間	360,046	—	360,046
うちその他	前中間連結会計期間	2,133	197	2,330
	当中間連結会計期間	2,525	178	2,704
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	608,881	197	609,079
	当中間連結会計期間	607,165	178	607,344

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	434,697	100.00	439,756	100.00
製造業	31,026	7.14	34,740	7.90
農業	2,345	0.54	2,046	0.46
林業	212	0.05	256	0.06
漁業	594	0.14	687	0.16
鉱業	463	0.11	520	0.12
建設業	43,882	10.09	41,460	9.43
電気・ガス・熱供給・水道業	4,170	0.96	4,688	1.06
情報通信業	2,320	0.53	2,984	0.68
運輸業	8,762	2.01	8,514	1.94
卸売・小売業	51,651	11.88	51,179	11.64
金融・保険業	28,011	6.44	33,873	7.70
不動産業	47,799	11.00	51,216	11.65
各種サービス業	61,928	14.25	63,446	14.43
地方公共団体	28,587	6.58	28,736	6.53
その他	122,945	28.28	115,410	26.24
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	434,697	—	439,756	—

（注）「国内」とは当行及び連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項なし

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	55,810	—	55,810
	当中間連結会計期間	45,223	—	45,223
地方債	前中間連結会計期間	3,392	—	3,392
	当中間連結会計期間	3,105	—	3,105
社債	前中間連結会計期間	36,732	—	36,732
	当中間連結会計期間	50,073	—	50,073
株式	前中間連結会計期間	6,884	—	6,884
	当中間連結会計期間	11,015	—	11,015
その他の証券	前中間連結会計期間	3,007	8,022	11,029
	当中間連結会計期間	8,118	8,995	17,114
合計	前中間連結会計期間	105,828	8,022	113,850
	当中間連結会計期間	117,536	8,995	126,532

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参 考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	5,937	5,983	46
経費 (除く臨時処理分)	4,709	4,608	△101
人件費	2,386	2,341	△45
物件費	2,049	1,987	△62
税金	273	279	6
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,228	1,374	146
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	1,228	1,374	146
一般貸倒引当金繰入額	△102	△440	△338
業務純益	1,331	1,814	483
うち債券関係損益	△33	△36	△3
臨時損益	△583	△665	△82
株式関係損益	—	349	349
不良債権処理損失	744	1,041	297
貸出金償却	452	223	△229
個別貸倒引当金繰入額	270	658	388
延滞債権等売却損	22	158	136
その他臨時損益	161	25	△136
経常利益	747	1,148	401
特別損益	24	93	69
うち固定資産処分損益	△3	△4	△1
税引前中間純利益	771	1,241	470
法人税、住民税及び事業税	9	144	135
法人税等調整額	307	451	144
中間純利益	454	645	191

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.89	2.06	0.17
(イ) 貸出金利回	2.35	2.49	0.14
(ロ) 有価証券利回	0.85	0.95	0.10
(2) 資金調達原価 ②	1.66	1.82	0.16
(イ) 預金等利回	0.08	0.27	0.19
(ロ) 外部負債利回	2.77	2.82	0.05
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.23	0.24	0.01

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は含んでおりません。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	11.65	11.70	0.05
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	11.65	11.70	0.05
業務純益ベース	12.62	15.44	2.82
中間純利益ベース	4.31	5.49	1.18

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	611,967	610,223	△1,744
預金（平残）	587,662	591,449	3,787
貸出金（末残）	438,470	443,175	4,705
貸出金（平残）	431,690	436,756	5,066

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	397,176	409,107	11,931
法人	214,791	201,115	△13,676
合計	611,967	610,223	△1,744

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	100,495	97,571	△2,924
住宅ローン残高	91,047	88,883	△2,164
その他ローン残高	9,447	8,688	△759

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	370,066	354,375	△15,691
総貸出金残高	② 百万円	438,470	443,175	4,705
中小企業等貸出金比率	①/② %	84.40	79.96	△4.44
中小企業等貸出先件数	③ 件	49,581	47,345	△2,236
総貸出先件数	④ 件	49,673	47,442	△2,231
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.81	99.79	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	15	34	26	15
保証	2,763	10,248	2,681	9,050
計	2,778	10,283	2,707	9,065

(注) 当中間会計期間は、有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参 考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,231	8,233
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,165	6,162
	利益剰余金	8,090	8,661
	自己株式（△）	41	51
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	212	237
	その他有価証券の評価差損（△）	303	1,241
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	2,083	2,122
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	22,012	23,649
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,338	1,338
	一般貸倒引当金	2,093	1,845
	負債性資本調達手段等	2,700	2,700
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	2,700	2,700
	計	6,131	5,884
	うち自己資本への算入額 (B)	5,885	5,884
控除項目	控除項目（注4） (C)	50	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	27,847	29,534
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	285,826	273,498
	オフ・バランス取引等項目	9,674	8,786
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	282,285
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	—	26,388
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,111
	計 (E) + (F)（注5） (H)	295,501	308,673
連結自己資本比率（国内基準）=D/H×100（%）		9.42	9.56
（参考）Tier 1比率=A/H×100（%）		7.44	7.66

- (注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,231	8,233
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,156	6,154
	その他資本剰余金	8	8
	利益準備金	1,856	1,946
	その他利益剰余金	6,098	6,580
	その他	—	—
	自己株式（△）	41	51
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	212	237
	その他有価証券の評価差損（△）	303	1,241
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	19,793	21,392
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,338	1,338
	一般貸倒引当金	1,724	1,459
	負債性資本調達手段等	2,700	2,700
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	2,700	2,700
	計	5,762	5,498
うち自己資本への算入額 (B)	5,762	5,498	
控除項目	控除項目（注4） (C)	50	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	25,505	26,891
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	283,029	271,347
	オフ・バランス取引等項目	9,674	8,833
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	280,180
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	—	24,653
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	1,972
計 (E) + (F)（注5） (H)	292,704	304,834	
単体自己資本比率（国内基準）=D/H×100（%）		8.71	8.82
（参考）Tier 1比率=A/H×100（%）		6.76	7.01

（注）1. 告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参 考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,033	6,977
危険債権	8,040	8,469
要管理債権	8,792	4,769
正常債権	424,482	433,675

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

5【研究開発活動】

該当事項なし

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	盛南プラザ 支店	岩手県 盛岡市	店舗	1,302.52	753.99	平成19年8月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	—	山目支店	岩手県 一関市	新築 移転	店舗	157	—	自己資金	平成19年12月	平成20年5月

(注) 上記設備計画の記載金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,099,631	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当行 における標準と なる株式
計	95,099,631	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3)【ライツプランの内容】

該当事項なし

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	95,099	—	8,233,283	—	6,154,754

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,988	3.14
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,422	2.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,728	1.81
シービーエヌワイデイエフエイ インターナショナル キャップ バリューポートフォリオ (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,528	1.60
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,389	1.46
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	1.16
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	1,072	1.12
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,066	1.12
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	925	0.97
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号	649	0.68
計	—	14,874	15.64

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 221,000	—	権利内容に何ら限定 のない当行における 標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 93,702,000	93,702	同上
単元未満株式	普通株式 1,176,631	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	95,099,631	—	—
総株主の議決権	—	93,702	—

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が5個含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式337株が含まれております。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	221,000	—	221,000	0.23
計	—	221,000	—	221,000	0.23

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	227	227	224	220	209	205
最低（円）	215	205	214	205	186	191

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当事項なし
- (2) 退任役員
該当事項なし
- (3) 役職の異動
該当事項なし

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	28,552	4.35	26,589	4.07	27,813	4.39
コールローン及び買入手形		50,100	7.64	33,000	5.05	15,800	2.49
買入金銭債権		500	0.08	0	0.00	0	0.00
商品有価証券		76	0.01	133	0.02	51	0.01
有価証券	※7, 14	113,850	17.36	126,532	19.36	116,267	18.36
貸出金	※1, 2, 3, 4, 5, 6, 8	434,697	66.27	439,756	67.29	446,571	70.51
外国為替	※6	190	0.03	206	0.03	166	0.03
その他資産	※7	4,695	0.71	5,021	0.77	5,016	0.79
有形固定資産	※9, 10, 11	12,156	1.85	11,938	1.83	11,963	1.89
無形固定資産		373	0.06	377	0.06	410	0.06
繰延税金資産		5,524	0.84	5,639	0.86	5,635	0.89
支払承諾見返	※14	10,283	1.57	9,065	1.39	8,930	1.41
貸倒引当金		△5,038	△0.77	△4,777	△0.73	△5,269	△0.83
資産の部合計		655,961	100.00	653,483	100.00	633,355	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	609,079	92.85	607,344	92.94	586,727	92.64
借入金	※12	2,574	0.39	2,576	0.40	2,475	0.39
外国為替		0	0.00	0	0.00	—	—
社債	※13	1,200	0.18	1,200	0.18	1,200	0.19
新株予約権付社債		2,000	0.31	—	—	—	—
その他負債		3,205	0.49	3,837	0.59	4,305	0.68
退職給付引当金		2,419	0.37	2,434	0.37	2,411	0.38
役員退職慰労引当金		—	—	143	0.02	183	0.03
販売促進引当金		—	—	18	0.00	17	0.00
利息返還損失引当金		—	—	2	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※9	1,291	0.20	1,291	0.20	1,291	0.20
支払承諾	※14	10,283	1.57	9,065	1.39	8,930	1.41
負債の部合計		632,053	96.36	627,913	96.09	607,543	95.92
(純資産の部)							
資本金		7,231	1.10	8,233	1.26	8,233	1.30
資本剰余金		5,165	0.79	6,162	0.94	6,163	0.97
利益剰余金		8,090	1.23	8,661	1.33	8,255	1.31
自己株式		△41	△0.01	△51	△0.01	△47	△0.01
株主資本合計		20,444	3.11	23,006	3.52	22,604	3.57
その他有価証券評価差額金		△303	△0.05	△1,241	△0.19	△602	△0.10
繰延ヘッジ損益		0	0.00	—	—	△1	△0.00
土地再評価差額金	※9	1,683	0.26	1,683	0.26	1,683	0.27
評価・換算差額等合計		1,379	0.21	441	0.07	1,079	0.17
少数株主持分		2,083	0.32	2,122	0.32	2,128	0.34
純資産の部合計		23,908	3.64	25,570	3.91	25,812	4.08
負債及び純資産の部合計		655,961	100.00	653,483	100.00	633,355	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		8,493	100.00	9,246	100.00	18,174	100.00
資金運用収益		5,854		6,317		11,974	
(うち貸出金利息)		(5,170)		(5,534)		(10,548)	
(うち有価証券利息配当金)		(511)		(607)		(1,046)	
役員取引等収益		1,268		1,370		2,619	
その他業務収益		1,200		1,118		2,361	
その他経常収益		169		440		1,218	
経常費用		7,647	90.03	8,093	87.53	16,454	90.54
資金調達費用		405		899		1,042	
(うち預金利息)		(248)		(824)		(768)	
役員取引等費用		491		518		978	
その他業務費用		1,049		1,000		1,936	
営業経費		4,941		4,843		9,806	
その他経常費用	※1	759		831		2,690	
経常利益		846	9.97	1,153	12.47	1,719	9.46
特別利益		52	0.62	110	1.20	108	0.60
特別損失		27	0.33	17	0.19	181	1.00
固定資産処分損		3		4		12	
減損損失		13		13		13	
役員退職慰労引当金繰入額		—		—		145	
その他の特別損失	※2	10		0		10	
税金等調整前中間(当期)純利益		871	10.26	1,246	13.48	1,646	9.06
法人税、住民税及び事業税		51	0.61	187	2.02	379	2.09
法人税等調整額		323	3.81	417	4.52	347	1.91
少数株主利益 (△は少数株主損失)		39	0.47	△1	△0.01	84	0.47
中間(当期)純利益		456	5.37	642	6.95	834	4.59

③【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	6,828	4,767	7,835	△37	19,393
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	402	397			800
剰余金の配当（注）			△203		△203
中間純利益			456		456
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	1
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	402	397	255	△4	1,051
平成18年9月30日残高（百万円）	7,231	5,165	8,090	△41	20,444

	評価・換算差額等			少数株主持分
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	
平成18年3月31日残高（百万円）	△593	—	1,685	2,048
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行				
剰余金の配当（注）				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	289	0	△2	35
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	289	0	△2	35
平成18年9月30日残高（百万円）	△303	0	1,683	2,083

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高（百万円）	8,233	6,163	8,255	△47	22,604
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△237		△237
中間純利益			642		642
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0		1	1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	－	△0	405	△3	401
平成19年9月30日残高（百万円）	8,233	6,162	8,661	△51	23,006

	評価・換算差額等			少数株主 持分
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	
平成19年3月31日残高（百万円）	△602	△1	1,683	2,128
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△639	1	－	△5
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△639	1	－	△5
平成19年9月30日残高（百万円）	△1,241	－	1,683	2,122

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	6,828	4,767	7,835	△37	19,393
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,404	1,395			2,800
剰余金の配当（注）			△415		△415
当期純利益			834		834
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		0		1	1
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	1,404	1,395	420	△10	3,210
平成19年3月31日残高（百万円）	8,233	6,163	8,255	△47	22,604

	評価・換算差額等			少数株主持分
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	
平成18年3月31日残高（百万円）	△593	—	1,685	2,048
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				
剰余金の配当（注）				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△9	△1	△2	79
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	△9	△1	△2	79
平成19年3月31日残高（百万円）	△602	△1	1,683	2,128

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目及び平成18年11月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		871	1,246	1,646
減価償却費		924	885	1,824
減損損失		13	13	13
貸倒引当金の純増減 (△)		△244	△492	△12
退職給付引当金の純増減 (△)		△34	22	△42
役員退職慰労引当金の純 増減 (△)		—	△40	183
販売促進引当金の純増減 (△)		—	0	17
利息返還損失引当金の純 増減 (△)		—	2	—
資金運用収益		△5,854	△6,317	△11,974
資金調達費用		405	899	1,042
有価証券関係損益(△)		36	△309	△934
固定資産処分損益(△)		3	4	12
貸出金の純増 (△) 減		6,163	6,815	△5,711
預金の純増減 (△)		31,623	20,616	9,272
借入金(劣後特約付借入 金を除く)の純増減 (△)		△78	100	△176
預け金(日銀預け金を除 く)の純増(△)減		△9,571	76	△8,325
コールローン等の純増 (△)減		△20,400	△17,200	14,400
外国為替(資産)の純増 (△)減		27	△40	51
外国為替(負債)の純増減 (△)		0	0	△0
資金運用による収入		5,589	6,275	11,542
資金調達による支出		△298	△728	△694
その他		△764	△735	0
小計		8,411	11,093	12,134
法人税等の支払額		△293	△87	△629
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		8,118	11,006	11,505

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得による支 出		△32,712	△31,088	△66,359
有価証券の売却による収 入		16,269	17,481	34,639
有価証券の償還による収 入		6,606	2,581	20,002
有形固定資産の取得によ る支出		△481	△866	△1,191
無形固定資産の取得によ る支出		△43	△37	△145
有形固定資産の売却によ る収入		85	23	114
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		△10,277	△11,906	△12,940
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
配当金支払額		△203	△237	△415
少数株主への配当金支払 額		△5	△3	△5
自己株式の取得による支 出		△5	△5	△11
自己株式の売却による収 入		1	1	1
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		△212	△244	△430
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		△5	△3	△3
V 現金及び現金同等物の 増加額 (△減少額)		△2,377	△1,147	△1,870
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		18,262	16,391	18,262
VII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		15,885	15,244	16,391

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 会社名 東北ビジネスサービス株式会社 株式会社東北ジェーシービーカード 東北保証サービス株式会社 とうぎん総合リース株式会社 東北銀ソフトウェアサービス株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 5社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 5社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	同左	同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 5社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 9年～30年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 9年～30年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は6百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。また、当行は従来、建物の減価償却については、税法限度額の160%を減価償却額とする方法で行ってまいりましたが、平成19年度税制改正に伴い、法定耐用年数で備忘価額までの償却が可能となったことにより、税法限度額の100%を減価償却額とする方法に変更しております。この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は40百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 9年～30年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,202百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,190百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、当行の要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しておりましたが、当中間連結会計期間から、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更は、個別債権の毀損の貸倒実績率及び引当金への過大な影響を排除し、より合理的な見積りを行うためであります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ貸倒引当金繰入額は207百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>
		<p>(7) 役員退職慰勞引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰勞引当金は、役員の退職慰勞金の支出に備えるため、役員退職慰勞金規定に基づく当中間連結会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰勞金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において、役員退職慰勞金規定に基づく連結会計年度末における必要額を役員退職慰勞引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において変更後の方法によった場合には、営業経費は13百万円増加し、経常利益は同額減少となり、税金等調整前中間純利益は過年度発生額145百万円を特別損失に計上することにより158百万円減少します。</p>	<p>(7) 役員退職慰勞引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰勞引当金は、役員退職慰勞金規定に基づく当連結会計年度末における必要額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	<p>(8) 販売促進引当金の計上基準</p> <p>販売促進引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、カード会員に付与した交換可能ポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において、将来の費用負担見込額について販売促進引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において前連結会計年度末の実績率に基づき計上した場合、営業経費は14百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少します。</p>	<p>(8) 販売促進引当金の計上基準</p> <p>販売促進引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p>
	—————	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)に基づき返還見込額を合理的に見積り、当該見積返還額を利息返還損失引当金に計上しております。これにより、その他経常費用は2百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	—————
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社については、該当ありません。</p>	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 同左</p>	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 同左</p>
	<p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理 同左</p>
5. (中間) 連結 キャッシュ・フ ロー計算書にお ける資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は21,824百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は23,685百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度から役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末における必要額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日前に開始する連結会計年度にかかる連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より同報告を適用したことによるものです。</p> <p>この変更により、当連結会計年度発生額38百万円は営業経費に計上し、過年度対応額145百万円については、特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比較して、経常利益は38百万円、税金等調整前当期純利益は183百万円減少しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。当中間連結会計期間において、変更後の方法によった場合、経常利益は13百万円、税金等調整前中間純利益は158百万円少なく計上されます。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(販売促進引当金の計上基準)</p> <p>販売促進引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>従来、カード会員に付与した交換可能ポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理しておりましたが、当連結会計年度より将来の費用負担見込額について販売促進引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、交換可能ポイント制について発生主義の会計慣行が定着しつつあること及び期間損益の適正化と財務体質の健全化を図るためのもので、当連結会計年度において交換可能ポイントの将来の使用見込額を合理的に算定できるようになったことによるものであります。この変更により、当連結会計年度において発生した費用負担見込額17百万円を営業経費に計上しております。この結果、従来の方法に比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ17百万円減少しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、実績率の算定に必要なデータが収集できなかったため、従来の方法によっております。当中間連結会計期間において当連結会計年度末における実績率に基づき販売促進引当金を計上した場合、営業経費は14百万円多く計上され、経常利益及び税金等調整前中間純利益は14百万円少なく計上されます。</p> <p>(有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ990百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連 結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 総額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資 産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る 損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の 「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部 に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」 が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴 い、「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産 不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたこ とに伴い、「固定資産処分損益(△)」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得 による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有 形固定資産の売却による収入」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,164百万円、延滞債権額は14,283百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は383百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,457百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,288百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,003百万円であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,348百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,623百万円、延滞債権額は14,292百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は458百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,390百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,764百万円あります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,969百万円あります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,964百万円、延滞債権額は14,176百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は441百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,937百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,519百万円あります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,004百万円あります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,073百万円あります。</p>

前中間連結会計期末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,688百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,311百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,592百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は40百万円、敷金は19百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,790百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが150,890百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	4,688百万円	現金	5百万円	預金	3,311百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,653百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,226百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,858百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は43百万円、敷金は20百万円です。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、175,571百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが169,380百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	4,653百万円	現金	6百万円	預金	3,226百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,653百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,245百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券28,737百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は42百万円、敷金は20百万円です。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、168,917百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが162,448百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	4,653百万円	現金	6百万円	預金	3,245百万円
有価証券	4,688百万円																			
現金	5百万円																			
預金	3,311百万円																			
有価証券	4,653百万円																			
現金	6百万円																			
預金	3,226百万円																			
有価証券	4,653百万円																			
現金	6百万円																			
預金	3,245百万円																			

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,938百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,119百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,987百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は965百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合には、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ740百万円減少します。</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,991百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は990百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. その他経常費用には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額261百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の特別損失は、役員退職金であります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額381百万円及び貸出金償却224百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他の経常費用には、貸出金償却1,137百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	81,669	3,321	—	84,990	(注1)
合計	81,669	3,321	—	84,990	
自己株式					
普通株式	161	19	3	177	(注2)
合計	161	19	3	177	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加3,321千株は、新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少3千株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	203	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月23日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月21日 取締役会	普通株式	212	その他 利益剰余金	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	95,099	—	—	95,099	
合計	95,099	—	—	95,099	
自己株式					
普通株式	203	24	6	221	(注)
合計	203	24	6	221	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加24千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	237	2.5	平成19年3月31日	平成19年6月25日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	237	その他 利益剰余金	2.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	81,669	13,430	—	95,099	(注1)
合計	81,669	13,430	—	95,099	
自己株式					
普通株式	161	47	5	203	(注2)
合計	161	47	5	203	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加13,430千株は、新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加47千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	203	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年11月21日 取締役会	普通株式	212	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	237	その他 利益剰余金	2.5	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 28,552	現金預け金勘定 26,589	現金預け金勘定 27,813
定期預け金 △11,280	定期預け金 △10,096	定期預け金 △10,096
その他の預け金 △1,386	その他の預け金 △1,248	その他の預け金 △1,324
現金及び現金同等物 15,885	現金及び現金同等物 15,244	現金及び現金同等物 16,391

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 7,711百万円 減価償却累計額 動産 4,391百万円 中間連結会計期間末残高 動産 3,320百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,261百万円 1年超 2,365百万円 合計 3,627百万円 当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 782百万円 減価償却費 630百万円 受取利息相当額 82百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 (借手側) 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 7,114百万円 減価償却累計額 動産 4,184百万円 中間連結会計期間末残高 動産 2,930百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,094百万円 1年超 2,029百万円 合計 3,123百万円 当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 704百万円 減価償却費 563百万円 受取利息相当額 66百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 (借手側) 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 取得価額 動産 7,921百万円 減価償却累計額 動産 4,803百万円 年度末残高 動産 3,117百万円 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,173百万円 1年超 2,156百万円 合計 3,329百万円 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 1,537百万円 減価償却費 1,222百万円 受取利息相当額 156百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 (借手側)

[次へ](#)

(有価証券関係)

※1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,000	979	△21
地方債	1,879	1,850	△28
社債	1,300	1,294	△5
その他	3,500	3,413	△86
合計	7,679	7,537	△142

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	5,159	6,118	959
債券	92,507	91,016	△1,491
国債	56,023	54,810	△1,212
地方債	1,533	1,513	△19
社債	34,950	34,692	△258
その他	7,606	7,529	△76
合計	105,273	104,664	△608

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	740
その他有価証券	
非上場株式	766

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	1,000	968	△31
地方債	1,758	1,726	△32
社債	1,300	1,293	△6
その他	3,500	3,398	△101
合計	7,558	7,386	△172

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	10,292	10,197	△94
債券	94,956	93,379	△1,577
国債	45,555	44,223	△1,331
地方債	1,367	1,347	△20
社債	48,033	47,808	△224
その他	14,001	13,568	△433
合計	119,251	117,145	△2,105

（注）中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	965
その他有価証券	
非上場株式等	863

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	51	△0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,000	972	△27	—	27
地方債	1,818	1,788	△30	—	30
社債	1,300	1,294	△5	—	5
その他	3,500	3,421	△78	3	81
合計	7,618	7,476	△141	3	145

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	7,051	7,837	786	969	183
債券	88,885	87,252	△1,633	43	1,676
国債	48,020	46,607	△1,413	4	1,418
地方債	1,500	1,480	△20	0	21
社債	39,363	39,164	△198	38	237
その他	11,930	11,734	△195	99	295
合計	107,867	106,824	△1,042	1,113	2,156

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項なし

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	34,639	1,118	94

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	990
その他有価証券	
非上場株式等	834

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項なし

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	541	62,629	11,213	17,976
国債	—	22,906	7,696	17,004
地方債	281	2,358	659	—
社債	260	37,364	2,857	972
その他	—	3,465	2,000	1,570
合計	541	66,095	13,213	19,547

（金銭の信託関係）

- I 前中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）
- II 当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）
- III 前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）

該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△608
その他有価証券	△608
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	306
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△302
(△)少数株主持分相当額	1
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△303

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,105
その他有価証券	△2,105
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	864
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,241
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,241

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,042
その他有価証券	△1,042
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	441
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△601
(△)少数株主持分相当額	1
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△602

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

- (1) 金利関連取引（平成18年9月30日現在）
金利スワップの特例処理を適用しているもの以外の取引はありません。
- (2) 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）
ヘッジ会計を適用している取引以外の取引はありません。
- (3) 株式関連取引（平成18年9月30日現在）
該当事項なし
- (4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）
該当事項なし
- (5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）
該当事項なし
- (6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）
該当事項なし

II 当中間連結会計期間末

- (1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）
金利スワップの特例処理を適用しているもの以外の取引はありません。
- (2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）
ヘッジ会計を適用している取引以外の取引はありません。
- (3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）
該当事項なし
- (4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）
該当事項なし
- (5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）
該当事項なし
- (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）
該当事項なし

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 取引の内容

金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引並びに為替予約取引を利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引は、当行の資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で利用しております。通貨スワップ取引、先物為替予約取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で行っています。

なお、当行が利用しているデリバティブ取引には、投機目的のものはありません。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクの要素を内包しております。市場リスクは、金融商品の金利、為替相場の市場価格の変動によって損失を被る可能性であります。また、信用リスクは取引の相手方がデフォルト等により当初の契約条件の履行ができなくなるリスクですが、その被る損失額は当該契約を再構築するために必要な費用額に限定されております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

リスク管理体制につきましては、ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定が行われ、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引が行われております。

デリバティブ取引は、ポジション管理、決済管理及び取引の確認を市場金融部で行っております。金利スワップ取引、通貨スワップ取引並びに為替予約取引は月次で、ポジションを時価評価し、損益状況の把握を行い、一定の限度を超えるリスクが発生しないよう管理しております。また、為替予約取引については、ポジション限度額を設定して、為替リスクの管理を行っております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

当連結会計年度の当行グループのデリバティブ取引において、金利関連取引については金利スワップの特例処理を適用しているもの以外の取引はありません。また、通貨関連取引については「銀行業における外貨建て取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している取引以外の取引はありません。

2. 取引の時価等に関する事項

- (1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）
- (2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）
- (3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）
- (4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）
- (5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）
- (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当事項なし

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,039	972	481	8,493	—	8,493
(2) セグメント間の内部経常収益	158	86	90	335	(335)	—
計	7,198	1,059	571	8,829	(335)	8,493
経常費用	6,449	1,015	514	7,979	(332)	7,647
経常利益	749	43	56	849	(2)	846

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,870	899	476	9,246	—	9,246
(2) セグメント間の内部経常収益	152	68	103	324	(324)	—
計	8,022	968	580	9,571	(324)	9,246
経常費用	6,875	951	588	8,415	(321)	8,093
経常利益(△は経常損失)	1,146	16	△8	1,155	(2)	1,153

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	15,255	1,921	997	18,174	—	18,174
(2) セグメント間の内部経常収益	301	157	262	721	(721)	—
計	15,556	2,078	1,260	18,895	(721)	18,174
経常費用	14,059	1,980	1,130	17,171	(717)	16,454
経常利益	1,497	97	129	1,724	(4)	1,719

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。
3. 会計方針の変更等
(当中間連結会計期間)
- (1) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 の(会計方針の変更)に記載のとおり、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費が銀行業務で4百万円、リース業務で1百万円増加し、経常利益はそれぞれ同額減少しております。
- (2) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 の(追加情報)に記載のとおり、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ経常費用が銀行業務で18百万円、リース業務で21百万円増加し、経常利益はそれぞれ同額減少しております。

- (3) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項(5) 貸倒引当金の計上基準の(追加情報)に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当行の要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上してはりましたが、当中間連結会計期間から、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ経常費用が銀行業務で207百万円減少し、経常利益は同額増加しております。
- (4) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項(9) 利息返還損失引当金の計上基準の(会計方針の変更)に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)に基づき返還見込額を合理的に見積り、当該見積返還額を利息返還損失引当金に計上しております。これにより、経常費用がその他業務で2百万円増加し、経常損失は同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当行は在外支店及び在外子会社を有していないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	257.32	247.13	249.57
1株当たり中間(当期)純利益	円	5.52	6.77	9.76
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	5.03	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	456	642	834
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	456	642	834
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	82,668	94,886	85,433
潜在株式調整後1株当たり中間純利益				
中間純利益調整額	百万円	0	—	—
うち事務手数料(税額相当額控除後)	百万円	0	—	—
普通株式増加数	千株	8,120	—	—
うち新株予約権付社債	千株	8,120	—	—

2. なお、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	23,908	25,570	25,812
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,083	2,122	2,128
(うち少数株主持分)	(2,083)	(2,122)	(2,128)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	21,824	23,447	23,683
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	84,813	94,878	94,896

(2) 【その他】

該当事項なし

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	28,325	4.33	26,366	4.05	27,592	4.37
コールローン		50,100	7.67	33,000	5.07	15,800	2.50
買入金銭債権		500	0.08	0	0.00	0	0.00
商品有価証券		76	0.01	133	0.02	51	0.01
有価証券	※1, 8, 15	113,834	17.42	126,517	19.44	116,252	18.42
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	438,470	67.09	443,175	68.09	450,753	71.40
外国為替	※7	190	0.03	206	0.03	166	0.03
その他資産	※8	1,999	0.31	1,999	0.31	1,970	0.31
有形固定資産	※10, 11, 12	8,388	1.28	8,600	1.32	8,447	1.34
無形固定資産		371	0.06	377	0.06	409	0.06
繰延税金資産		5,291	0.81	5,379	0.83	5,409	0.86
支払承諾見返	※15	10,283	1.57	9,065	1.39	8,930	1.41
貸倒引当金		△4,299	△0.66	△3,930	△0.61	△4,493	△0.71
資産の部合計		653,532	100.00	650,892	100.00	631,287	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	611,967	93.64	610,223	93.75	590,211	93.49
借入金	※13	1,537	0.23	1,533	0.24	1,533	0.24
外国為替		0	0.00	0	0.00	—	—
社債	※14	1,200	0.18	1,200	0.19	1,200	0.19
新株予約権付社債		2,000	0.31	—	—	—	—
その他負債		1,151	0.18	1,701	0.26	1,990	0.32
退職給付引当金		2,411	0.37	2,434	0.37	2,411	0.38
役員退職慰労引当金		—	—	129	0.02	172	0.03
再評価に係る繰延税金負債	※10	1,291	0.20	1,291	0.20	1,291	0.21
支払承諾	※15	10,283	1.57	9,065	1.39	8,930	1.41
負債の部合計		631,843	96.68	627,579	96.42	607,741	96.27
(純資産の部)							
資本金		7,231	1.11	8,233	1.26	8,233	1.30
資本剰余金		5,165	0.79	6,162	0.95	6,163	0.98
資本準備金		5,156		6,154		6,154	
その他資本剰余金		8		8		8	
利益剰余金		7,955	1.22	8,527	1.31	8,118	1.29
利益準備金		1,856		1,946		1,899	
その他利益剰余金		6,098		6,580		6,218	
退職慰労積立金		149		—		149	
別途積立金		4,713		4,862		4,713	
繰越利益剰余金		1,235		1,717		1,355	
自己株式		△41	△0.01	△51	△0.01	△47	△0.01
株主資本合計		20,309	3.11	22,871	3.51	22,466	3.56
その他有価証券評価差額金		△303	△0.05	△1,241	△0.19	△602	△0.10
繰延ヘッジ損益		0	0.00	—	—	△1	△0.00
土地再評価差額金	※10	1,683	0.26	1,683	0.26	1,683	0.27
評価・換算差額等合計		1,379	0.21	441	0.07	1,079	0.17
純資産の部合計		21,689	3.32	23,313	3.58	23,546	3.73
負債及び純資産の部合計		653,532	100.00	650,892	100.00	631,287	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		7,110	100.00	7,934	100.00	15,395	100.00
資金運用収益		5,783		6,253		11,839	
(うち貸出金利息)		(5,099)		(5,470)		(10,413)	
(うち有価証券利息配当金)		(511)		(607)		(1,046)	
役務取引等収益		1,045		1,150		2,176	
その他業務収益		106		98		151	
その他経常収益		173		431		1,227	
経常費用		6,362	89.49	6,786	85.52	13,899	90.28
資金調達費用		394		892		1,022	
(うち預金利息)		(249)		(827)		(770)	
役務取引等費用		483		506		958	
その他業務費用		120		121		145	
営業経費	※1	4,709		4,608		9,292	
その他経常費用	※2	655		657		2,480	
経常利益		747	10.51	1,148	14.48	1,496	9.72
特別利益		52	0.74	110	1.39	104	0.68
特別損失	※3	27	0.39	17	0.22	181	1.18
税引前中間(当期)純利益		771	10.86	1,241	15.65	1,419	9.22
法人税、住民税及び事業税		9	0.13	144	1.81	265	1.72
法人税等調整額		307	4.33	451	5.70	324	2.11
中間(当期)純利益		454	6.40	645	8.14	829	5.39

③【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					退職慰労 積立金	別途積立金				
平成18年3月31日残高（百万円）	6,828	4,759	8	1,815	130	4,463	1,292	△37	19,260	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	402	397							800	
剰余金の配当（注）				41			△244		△203	
中間純利益							454		454	
自己株式の取得								△5	△5	
自己株式の処分			0					0	1	
退職慰労積立金の積立（注）					30		△30		－	
退職慰労積立金の取崩					△10		10		－	
別途積立金の積立（注）						250	△250		－	
土地再評価差額金の取崩							2		2	
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	402	397	0	41	19	250	△56	△4	1,049	
平成18年9月30日残高（百万円）	7,231	5,156	8	1,856	149	4,713	1,235	△41	20,309	

	評価・換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金
平成18年3月31日残高（百万円）	△593	－	1,685
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			
剰余金の配当（注）			
中間純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
退職慰労積立金の積立（注）			
退職慰労積立金の取崩			
別途積立金の積立（注）			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	289	0	△2
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	289	0	△2
平成18年9月30日残高（百万円）	△303	0	1,683

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					退職慰労 積立金	別途積立金				
平成19年3月31日残高（百万円）	8,233	6,154	8	1,899	149	4,713	1,355	△47	22,466	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当（注）				47			△284		△237	
中間純利益							645		645	
自己株式の取得								△5	△5	
自己株式の処分			△0					1	1	
退職慰労積立金の取崩（注）					△149				△149	
別途積立金の積立（注）						149			149	
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	—	—	△0	47	△149	149	361	△3	404	
平成19年9月30日残高（百万円）	8,233	6,154	8	1,946	—	4,862	1,717	△51	22,871	

	評価・換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金
平成19年3月31日残高（百万円）	△602	△1	1,683
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当（注）			
中間純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
退職慰労積立金の取崩（注）			
別途積立金の積立（注）			
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	△639	1	—
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	△639	1	—
平成19年9月30日残高（百万円）	△1,241	—	1,683

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					退職慰勞 積立金	別途積立金				
平成18年3月31日残高（百万円）	6,828	4,759	8	1,815	130	4,463	1,292	△37	19,260	
事業年度中の変動額										
新株の発行	1,404	1,395							2,800	
剰余金の配当（注）				83			△499		△415	
当期純利益							829		829	
自己株式の取得								△11	△11	
自己株式の処分			0					1	1	
退職慰勞積立金の積立（注）					30		△30		－	
退職慰勞積立金の取崩					△10		10		－	
別途積立金の積立（注）						250	△250		－	
土地再評価差額金の取崩							2		2	
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計（百万円）	1,404	1,395	0	83	19	250	63	△10	3,206	
平成19年3月31日残高（百万円）	8,233	6,154	8	1,899	149	4,713	1,355	△47	22,466	

	評価・換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金
平成18年3月31日残高（百万円）	△593	－	1,685
事業年度中の変動額			
新株の発行			
剰余金の配当（注）			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
退職慰勞積立金の積立（注）			
退職慰勞積立金の取崩			
別途積立金の積立（注）			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	△9	△1	△2
事業年度中の変動額合計（百万円）	△9	△1	△2
平成19年3月31日残高（百万円）	△602	△1	1,683

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目及び平成18年11月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 9年～30年 動産 3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 9年～30年 動産 3年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は4百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少しております。従来、建物の減価償却については、税法限度額の160%を減価償却額とする方法で行っていましたが、平成19年度税制改正に伴い、法定耐用年数で備忘額までの償却が可能となったことにより、税法限度額の100%を減価償却額とする方法に変更しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 9年～30年 動産 3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を備忘価額まで5年間で均等償却する方法に変更しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ営業経費は18百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少しております。 (2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	—————	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,202百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,190百万円であります。</p>

	<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p>	<p>(追加情報) 当中間会計期間より、要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等について貸倒引当金の計上方法を変更しております。従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しておりましたが、当中間会計期間から、要注意先債権に相当する債権についての引当方法と同様の方法に変更しております。この変更は、個別債権の毀損の貸倒実績率及び引当金への過大な影響を排除し、より合理的な見積りを行うためであります。この変更により、従来の方によった場合に比べ貸倒引当金繰入額は207百万円減少し、経常利益及び税引前中間純利益は同額増加しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期において、役員退職慰労金規定に基づく事業年度末における必要額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 前中間会計期間において変更後の方法によった場合には、営業経費は13百万円増加し、経常利益は同額減少となり、税引前中間純利益は過年度発生額145百万円を特別損失に計上することにより158百万円減少します。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末における必要額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7. 外貨建て 資産及び負 債の本邦通 貨への換算 基準	外貨建資産・負債については、中間 決算日の為替相場による円換算額を付 しております。	外貨建資産・負債は、主として中間 決算日の為替相場による円換算額を付 しております。	外貨建資産・負債は、主として決算 日の為替相場による円換算額を付して おります。
8. リース取 引の処理方 法	リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に準じた会計処理によってお ります。	同左	同左
9. ヘッジ会 計の方法	為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為 替変動リスクに対するヘッジ会計の方 法は、「銀行業における外貨建取引等 の会計処理に関する会計上及び監査上 の取扱い」（日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号）に規定する 繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法について は、外貨建金銭債権債務等の為替変動 リスクを減殺する目的で行う通貨スワ ップ取引及び為替スワップ取引等をヘ ッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨 建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段 の外貨ポジション相当額が存在するこ とを確認することによりヘッジの有効 性を評価しております。 なお、一部の資産・負債について は、金利スワップの特例処理を行って おります。	為替変動リスク・ヘッジ 同左	為替変動リスク・ヘッジ 同左
10. 消費税等 の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費 税等という。）の会計処理は、税抜方 式によっております。ただし、有形固 定資産に係る控除対象外消費税等は当 中間会計期間の費用に計上してありま す。	同左	消費税及び地方消費税（以下、消費 税等という。）の会計処理は、税抜方 式によっております。ただし、有形固 定資産に係る控除対象外消費税等は当 事業年度の費用に計上してあります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は21,689百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は23,547百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度から役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末における必要額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日前に開始する事業年度にかかる財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度より同報告を適用したことによるものです。</p> <p>この変更により、当事業年度発生額27百万円は営業経費に計上し、過年度対応額145百万円については、特別損失に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比較して、経常利益は27百万円、税引前当期純利益は172百万円減少しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は従来の方法によっております。当中間会計期間において、変更後の方法によった場合、経常利益は13百万円、税引前中間純利益は158百万円少なく計上されます。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ990百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職慰労積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 総額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 3百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,086百万円、延滞債権額は13,873百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は335百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,457百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,752百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,003百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,348百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 3百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,532百万円、延滞債権額は13,842百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は379百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,390百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,145百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,969百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 3百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,876百万円、延滞債権額は13,701百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は369百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,937百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,885百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、3,004百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,073百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,688百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,311百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,592百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は40百万円、敷金は16百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,359百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが130,459百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	4,688百万円	現金	5百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,311百万円	<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,653百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,226百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,858百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は43百万円、敷金は16百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,027百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが149,836百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	4,653百万円	現金	6百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,226百万円	<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,653百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,245百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券28,737百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は42百万円、敷金は16百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、148,707百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが142,239百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	4,653百万円	現金	6百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,245百万円
担保に供している資産																																
有価証券	4,688百万円																															
現金	5百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	3,311百万円																															
担保に供している資産																																
有価証券	4,653百万円																															
現金	6百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	3,226百万円																															
担保に供している資産																																
有価証券	4,653百万円																															
現金	6百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	3,245百万円																															

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,938百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,885百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円 （当中間会計期間圧縮記帳額 ー百万円）</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 9,129百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円 （当中間会計期間圧縮記帳額 ー百万円）</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は965百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合には、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ740百万円減少します。</p> <p>16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 23百万円</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,967百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円 （当事業年度圧縮記帳額 ー百万円）</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。</p> <p>※14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は990百万円であります。</p> <p>16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 27百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 175百万円 その他 56百万円 ※2. その他経常費用には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額167百万円を含んでおります。 ※3. 特別損失には、減損損失13百万円及び役員退職金10百万円を含んでおります。	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 206百万円 無形固定資産 69百万円 ※2. その他経常費用には、貸出金償却223百万円及び貸倒引当金繰入額218百万円を含んでおります。	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 374百万円 無形固定資産 120百万円 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,214百万円及び貸出金償却1,134百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	161	19	3	177	(注)
合 計	161	19	3	177	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少3千株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	203	24	6	221	(注)
合 計	203	24	6	221	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加24千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	161	47	5	203	(注)
合 計	161	47	5	203	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加47千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、単元未満株式の売渡請求を受けた売渡による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 363百万円 減価償却累計額相当額 動産 259百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 104百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 55百万円 1年超 55百万円 合計 111百万円 リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 -百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 48百万円 減価償却費相当額 43百万円 支払利息相当額 3百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 314百万円 減価償却累計額相当額 動産 203百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 111百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 60百万円 1年超 56百万円 合計 116百万円 リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 -百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 34百万円 減価償却費相当額 30百万円 支払利息相当額 2百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 311百万円 減価償却累計額相当額 動産 193百万円 期末残高相当額 動産 117百万円 未経過リース料期末残高相当額 1年内 58百万円 1年超 65百万円 合計 123百万円 リース資産減損勘定の期末残高 -百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 86百万円 減価償却費相当額 77百万円 支払利息相当額 5百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ 前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

Ⅱ 当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

Ⅲ 前事業年度末 (平成19年3月31日現在)

該当事項なし

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月12日開催の取締役会において、第88期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	237百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当を行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第87期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月22日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年6月22日提出 第87期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書
平成19年8月31日 関東財務局長に提出。

平成15年6月27日提出 第83期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書
平成19年12月21日 関東財務局長に提出。

平成16年6月25日提出 第84期（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書
平成19年12月21日 関東財務局長に提出。

平成17年6月24日提出 第85期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書
平成19年12月21日 関東財務局長に提出。

平成18年6月23日提出 第86期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書
平成19年12月21日 関東財務局長に提出。

平成19年6月22日提出 第87期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書
平成19年12月21日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤 明哲 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 新井田 信也 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年 4 月 1 日から平成18年 9 月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成18年 9 月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年 4 月 1 日から平成18年 9 月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 明哲 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 新井田 信也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤 明哲 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 新井田 信也 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤 明哲 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 新井田 信也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。